

農地中間管理事業の推進に関する基本方針

平成26年3月
福井県農林水産部
水田農業経営課

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

	現在 (平成24年度)	概ね10年後 (平成35年度)
耕地面積	40,800ha	40,800ha
うち田の面積 (①)	36,000ha	36,000ha
うち担い手が利用する面積 (②)	23,420ha	29,000ha
育成すべき担い手の数		
○認定農業者 (個人・グループ)	947 経営体	500 経営体
○集落営農組織	580 組織	620 組織
○認定就農者	53 経営体/年	70 経営体/年
②/①	65.1%	80.0%

2 1以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

	現在 (平成24年度)	概ね10年後 (平成35年度)
平均耕作面積		
認定農業者 (個人・グループ)	11ha/経営体	20ha/経営体
集落営農組織	23ha/組織	30ha/組織

3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進める機関として位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。
- (2) 各市町における人・農地プランの作成・見直しと連動させることにより、効率的かつ効果的に推進する。

4 農地中間管理事業の実施方法

- (1) 農地中間管理機構は市町に、その同意を得て業務委託するとともに、農用地利用配分計画の案の作成を求めることを基本とする。
- (2) 市町公社、地域農業再生協議会、農業協同組合、土地改良区、民間企業等への業務委託については、その能力・実績等からみて、委託された業務を適切に行える場合に委託を認めることとする。

5 農地中間管理事業に関する啓発普及

人・農地プランの作成・見直しのプロセスにおいて、地域の関係者に農地中間管理機構の活用方法等について、周知徹底を図る。

6 農地中間管理事業実施に当たっての関係機関との連携

農地中間管理事業を行うに当たっては、国、県、市町、市町農業公社、地域農業再生協議会、市町農業委員会、県農業会議、農業協同組合、県農業協同組合中央会、土地改良区、県土地改良団体連合会、県青年農業者等育成センター、株式会社日本政策金融公庫、株式会社農林漁業成長産業化支援機構等の関係機関、団体と十分連携して行うものとする。